

第 4 3 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 4月 3日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和 3年 4月 1日から令和 5年 3月末日までの間に発達援助の事由で教育・保育給付認定を申請したにもかかわらず、求職活動の事由で認定された人数が、月毎、区毎、理由毎にわかる文書

令和 3年 4月 1日から令和 5年 3月末日までの間に教育・保育給付認定の事由が求職活動から発達援助に変更された人数が、月毎、区毎にわかる文書

- 2 同月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）を作成しておらず不存在であることを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

弁明書によると、実施機関は、本件対象文書を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

- 1 本件公開請求は、発達援助の事由で教育・保育給付認定（以下「本件給付認定」という。）を申請したにもかかわらず、求職活動の事由で認定された人数が、月毎、区毎、理由毎にわかる一覧表及び本件給付認定の事由が求職活動から発達援助に変更された人数が、月毎、区毎にわかる一覧表を指している」と解される。
- 2 いずれの一覧表も、各区民生子ども課で事務を行う根拠となる要綱において、一覧表の作成について規定していない。また、事務を遂行するにあたり

作成の必要もないため、作成しておらず、存在しない。

- 3 以上のことから、本件処分について、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されることが適当である。

第 4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

- (1) 審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、本件対象文書を作成しておらず不存在であるため非公開としている。本件対象文書は、いずれも「人数が、月毎、区毎、（理由毎）にわかる文書」としているため、人数が一覧表となったような行政文書は作成していないという意味と解される。

イ 実施機関は、本件対象文書について、一覧表を指しているとは独自の解釈をしているが、本件対象文書は、一覧表に限定した訳ではない。

ウ 各区役所において本件給付認定やその変更認定を行うときは、何らかの決裁文書等が作成されているはずで、全区役所における本件給付認定やその変更認定の決裁文書等や、それらに付帯する申請書等は存在していると思量される。

エ そして、決裁文書、申請書等の個人に関する情報について黒塗りすれば本件対象文書は公開することが可能で、決裁文書等の記載や申請書等の枚数を数えることなどにより、審査請求人が求める本件対象文書中の月毎、区毎、（理由毎）の人数はわかるはずである。

オ したがって、本件対象文書は存在しているため、本件処分は、条例第7条（行政文書の公開の義務）に違反している。

- (2) 上記(1)に加え、審査請求人は口頭による意見陳述においておおむね次のとおり主張している。

ア 審査請求人の子は発達障害があるが、保育施設を利用することとし、その申込みをした。保育施設の利用要件は様々だが、市においては、子が発達障害である場合、子の母が専業主婦であっても保育施設が利用で

きる制度があり、当該制度を利用して申請しようとA区役所を訪れたが、担当職員からは子の母の求職活動申立書の提出を求められた。

イ 別の日に、再度A区役所を訪れ、別の担当職員に求職活動申立書の必要性について確認したところ、必要だと言われた。違う職員2人に同じことを言われたため、虚偽の求職活動申立書を提出したが、希望の保育施設は利用できなかった。

ウ 保育施設利用の結果とともに、教育・保育支給認定証が郵送されてきたが、その認定内容は審査請求人が申請した発達援助ではなく、求職活動で認定されており、決定内容に不服があったため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を提起したところ、後日実施機関から手違いがあったため、正しい教育・保育支給認定証を送るとの連絡があったのみで、十分な説明はなかった。

エ この件については、虚偽の書類を提出させることが公務員としていかなものかと思い、調べているところであるが、公開請求に対し行政文書がないものについては審査請求を提起している状況である。

オ 実施機関は、本件対象文書を一覧表であると想定して非公開としたが、審査請求人としては、本件給付認定に係る申請書及び決裁文書等が該当し、当該行政文書の個人情報等不必要な情報を黒塗りすれば公開できると考えている。いかにも都合の悪いものは公開しないという点に納得できない。不誠実な対応を繰り返している。

第5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が公開を求める行政文書は、特定の期間に発達援助の事由で本件給付認定を申請したにもかかわらず、求職活動の事由で認定された人数が、月毎、区毎、理由毎にわかる文書及び特定の期間に当該給付認定の事由が求職活動から発達援助に変更された人数が、月毎、区毎にわかる文書である。

(2) 実施機関は、本件対象文書について一覧表を指しているとしたが、当該一覧表は作成しておらず、不存在であることから、本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分に対して、本件対象文書を本件公開請求書に記載する内容がわかる一覧表に限定した訳ではなく、本件給付認定を決定するに当たり、申請書及び決裁文書等が存在することから、それらの行政文書の枚数を数えることで、本件公開請求書に記載する内容がわかると主張している。

(4) 上記(3)を踏まえ、当審査会が事務局をして本件対象文書を一覧表と解したこと及び本件処分の理由について実施機関に確認させたところ、実施機関は、以下のアからオまでのとおり説明した。

ア 請求のあった行政文書が、本件給付認定について、事由変更により認定した人数が月毎、区毎、理由毎にわかる文書とあった場合、何らかの統計処理等がなされ、求めるものが各要件ごとにまとめられた一覧表を指すことは一般的であり、本件公開請求に対しても同様の考えから一覧表と解した。

イ しかし、本件給付認定自体は、申請者毎に個別に行っており、一覧表のような統計等はとっておらず、また、共有もしておらず、文書として存在していないため、不存在とした。

ウ また、本件公開請求書に記載のあるような、本件給付認定を発達援助の事由で申請したにもかかわらず、求職活動の事由で認定することは、明らかな事務誤りであり、通常あり得ない。したがって、そのような事務誤りを前提とするような本件対象文書は存在しない。

エ さらに、本件給付認定については、事由変更に限らず、申請に対する認定及び不認定件数又は理由毎の認定件数は、実施機関として事務上利用等することがないことから集約していない。

オ 以上のことから、本件対象文書は存在しない。

(5) 以上を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

ア 上記(4)のとおり実施機関は、本件対象文書を各要件ごとにまとめられた一覧表であると限定的に解した上で、本件対象文書は存在しないと説明している。直ちに公開範囲について限定的な解釈を採ることは、情報公開制度の趣旨に照らすと慎重であるべきである。しかし、本件においては、本件公開請求書には特定の事象についての人数が特定の区分ごとにわかる文書と記載されていること、また、当該事象が事務誤りを前提とするものであることなどを併せ考えると、実施機関がそのような説明をしたことは、不合理であるとまではいえない。

イ なお、上記第4の2(1)ウからオまでのとおり、審査請求人は、本件公開請求で求める行政文書については決裁文書等又はそれらに付帯する申請書等が該当すると主張しており、条例第6条第1項第2号で規定する行政文書を特定するために必要な事項を充足したと考えていることが窺われるが、本件公開請求書の記載内容からは、それをもって公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載とまでは認められない。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会からの付言

本件処分については、上記のとおり判断するが、本件処分の妥当性を直ちに是認したわけではない。そもそも、本件公開請求が行われた直接の原因が「本件給付認定に向けて発達援助の事由に基づいて申請されていたにもかかわらず、求職活動の事由を理由として認定した」という実施機関の明確な事務誤りに端を発するものであり、かつ、そのような明らかな事務誤りを前提にした行政文書が存在しないということは、いわば当然のことであり、これを認めざるを得ないからである。

審査請求人の公開を求める行政文書が存在しないことについては、実施機関は審査請求人に対し、上記の事務誤りを率直に認め、それを伝えるべきであった。加えて、実施機関は審査請求人に対し、行政文書の特定に関し説明した上で、審査請求人の本件公開請求の趣旨及び意図を十分確認するなど、より丁寧な対応をすべきであった。これらの点において、実施機関の姿勢は、審査請求人に対する対応として、適切さを欠き不誠実であったといわざるを得ない。

条例第 1 条は、市政に関し市民に説明する責務を規定している。そこにおいて、実施機関は、今後、行政文書公開請求に対する処分等を行うにあたり、市民に対し、適切かつ誠実に対応することを強く要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 4月24日	本件審査請求に係る諮問書の受理
7月 4日	本件審査請求に係る弁明書の写しの受理
18日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
12月15日 (第67回第 1小委員会)	調査審議
令和 6年 1月19日 (第68回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議
2月19日 (第69回第 1小委員会)	調査審議
3月15日 (第70回第 1小委員会)	調査審議
3月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀